証券コード　3085
（発送日）2023年６月７日
（電子提供措置開始日）2023年６月１日

株　主　各　位

東京都千代田区神田駿河台四丁目３番地
アークランドサービスホールディングス株式会社
代表取締役社長　坂　本　守　孝

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記のとおりインターネット上のウェブサイトに記載しております株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2023年６月21日（水曜日）午後５時30分（当社の営業時間終了時刻）までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2023年６月22日（木曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）

２．場　　所　東京都千代田区平河町二丁目４番１号
都市センターホテル　３階　コスモスホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

決議事項

第１号議案　当社とアークランズ株式会社との株式交換契約承認の件

第２号議案　定款一部変更の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

４．株主総会参考書類等の電子提供措置について

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。

【当社ウェブサイト】

https://www.arclandservice.co.jp/ir/news/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき「銘柄名（会社名）」に「アークランドサービスホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3085」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。ただし、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）が上場廃止となった後におきましては、上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「上場廃止会社はこちら」の欄を選択いただいたうえ、「銘柄名（会社名）」に「アークランドサービスホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3085」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

以上

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。なお、当該書面は、法令及び当社定款15条の規定に基づき、株主総会参考書類の「第１号議案　当社とアークランズ株式会社との株式交換契約承認の件」のうち、アークランズ株式会社の次に掲げる事項を除いております。

①定款

②最終事業年度（2022年３月１日から2023年２月28日まで）に係る計算書類等



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2023年6月22日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月21日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月21日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

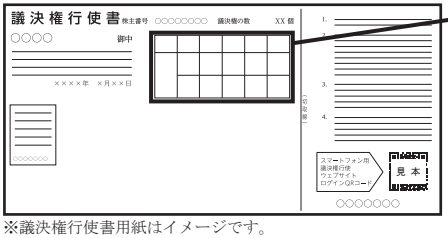

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、２号議案

- 賛成の場合　≫「賛」の欄に○印
- 反対する場合　≫「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

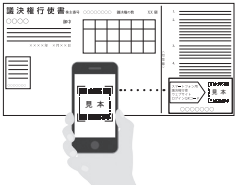

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間　年末年始を除く 9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　当社とアークランズ株式会社との株式交換契約承認の件

当社とアークランズ株式会社（以下「アークランズ」といい、アークランズと当社を総称して、以下「両社」といいます。）は、2023年４月14日付の両社の取締役会決議により、アークランズを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、2023年４月14日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いいたします。

本株式交換は、当社及びアークランズのそれぞれにおいて、株主総会において本株式交換契約の締結のご承認を受けた上で、2023年９月１日を効力発生日として行う予定です。

なお、本株式交換の効力発生日（2023年９月１日）に先立ち、当社株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場において上場廃止（最終売買日は2023年８月29日）となる予定です。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容その他本議案に関する事項は、以下のとおりです。

１．本株式交換を行う理由

アークランズは、1970年７月、利器工匠具を中心とした金物類の卸売を目的として設立され、1978年にホームセンター１号店を開業以降、圧倒的な品揃えを誇る大型ホームセンターのムサシを事業の核に着実に成長を続けてまいりました。そして、アークランズは、2020年10月には株式会社LIXILビバ（アークランズによる完全子会社化後、株式会社ビバホームに商号を変更。以下「ビバホーム」といいます。）を完全子会社化し、2022年９月にはスピーディかつ更なるシナジーの創出を目的にビバホームと合併するとともに、ワンチームとしての新たな誕生への想いを込めて、商号を「アークランドサカモト株式会社」から「アークランズ株式会社」に変更いたしました。アークランズは、2023年４月14日現在、子会社13社及び関連会社５社（うち、持分法適用会社４社）を有し、アークランズグループ（アークランズを中核企業とした企業グループをいいます。以下同じです。）全体で、一般消費者・プロ（業者）向けに住生活関連用品、家庭用品、食品等を販売する小売事業、DIY関連用品を主力に全国及びアークランズグループのホームセンターに販売する卸売事業、とんかつ専門店「かつや」等の飲食店を経営する外食事業並びに店舗開発の一環として不動産を賃貸・管理する不動産事業を行っております。

アークランズグループは、「人づくりこそ企業づくり　関わりあうすべての人たちと　夢と幸せのわかちあい」を経営理念として、品質を第一に商品を選

択し、お客様にできる限り低価格で提供できるように努めております。特に小売部門においては、店舗規模及び地域特性を生かした品揃えとより一層の顧客サービスにより「お客様に圧倒的に支持される店舗づくり」を第一とし、同時に「楽しくなければ売場ではない」という考え方のもと、お客様が「わくわく」される店舗づくりに取組んでおります。

一方、当社は、2023年４月14日現在、子会社10社及び関連会社４社（うち、持分法適用会社３社）（当社と併せて、以下「当社グループ」といいます。）により構成されており、とんかつ専門店「かつや」を中心とした飲食店の経営及びフランチャイズチェーン本部の運営を主たる事業としております。当社は、親会社であるアークランズが1975年以降の外食マーケットの成長と時代の流れを読み、外食マーケットの拡大を確信したことから、1986年４月に立ち上げたアークランズの外食事業部（以下「外食事業部」といいます。）が発祥です。当時、モータリゼーションの進展に伴う生活行動圏の拡大とともに、小売業はロードサイドビジネス隆盛の波にのって事業を急拡大しており、アークランズが事業展開していた小売業の一種であるホームセンター事業においても、店舗を出店すれば収益を上げられるという時代を迎えていました。アークランズは、このような時代の波にのり、ホームセンター事業の売上高を順調に伸ばすと共に、ホームセンターの駐車場の利用可能性とロードサイドビジネスという共通点を持つ外食事業に着目し、外食事業部を設けて外食事業に進出いたしました。特にアークランズが外食事業部として最初に取り組んだファミリーレストラン事業は、当時の外食事業の代表であり、収益性の高い業態でありました。

その後、昭和から平成にかけて社会的に外食文化が著しく浸透し、外食事業部もファミリーレストラン業態の「CASA」やカフェ業態の「ドトールコーヒーショップ」のフランチャイジーとして出店を重ね、外食事業としての経験を積むことにより確実に力を蓄えることができました。外食事業部の売上規模の拡大につれて組織も大きくなったため、外食事業部の更なる事業の拡大のために、アークランズは、1993年３月に新潟県三条市において当社を設立した上で、アークランズの外食事業部の営業を当社に譲渡し、アークランズから外食事業部を分社独立させ、これ以降、当社は、アークランズによる100％出資の子会社として外食事業を開始いたしました。

当社グループは、創立以来、「永劫繁栄」「成果主義」「少数精鋭」「不可能と思うことを可能にする挑戦」という企業理念をもとに、日常食からハレの日の食事まで、食を通して一人でも多くのお客様に新しい価値をお届けできる様に邁進してまいりました。当社は、1998年８月に、現在の主力事業であるとんかつ専門店「かつや」の１号店を神奈川県相模原市に開店し、1999年７月に「かつや」のフランチャイズ事業への展開を開始することにより、強固な企業基盤を築いてまいりました。その後も、当社は着実に事業を拡大しておりましたが、直営店舗の展開が新潟、北陸、首都圏のみにとどまる等の課題もあり、更なる規模の拡大や競合他社との差別化、及び自立的な成長、知名度の向上を目的とし、2007年８月にジャスダック証券取引所に当社株式を上場いたしまし

た。その後も順調な成長を遂げ、規模の拡大に伴い、2014年６月に東京証券取引所市場第一部へと上場市場を変更し、現在は東京証券取引所プライム市場に上場しております。

当社グループは、現在では15ブランドの飲食店を展開し、2022年12月末現在、国内676店、海外89店、合計765店へと事業を拡大し、上場当初に目的としていた競合他社との差別化、自立的な成長、知名度の向上等を通じて、規模の拡大を実現してまいりました。特に、主力業態である「かつや」を更に飛躍させるべく、店舗におけるQSCA（Quality、Service、Cleanliness、Atmosphere）の維持・向上及び既存商品の改善と業態の拡張に注力するとともに、新業態の開発にも積極的に取り組み、「かつや」に次ぐ新業態の開発を積極的に行い、事業規模の拡大を図っております。

近年における両社の事業環境としては、アークランズが事業を展開するホームセンター市場は、2000年以降、成熟期に入り、市場の成長は横ばいの状態が続いている一方で、ホームセンターの店舗数は増加し続けており、店舗間の競争は厳しさを増し、近年は新規出店での売上成長は難しい状況になっております。また業界全体で面積当たりの売上が減少の一途を辿っており、既存店による売上成長も容易ではない状況となっております。更にホームセンターは商材の差別化が容易ではないため価格競争に陥りやすく、近年はGMS（総合スーパー）、ドラッグストア、ディスカウントストア、100円ショップ、低価格帯のインテリア・家具専門店など他業態の小売店が勢力を強めております。特に直近では、それらの業態がモール化し、外食事業を含めた衣食住のサービス提供に乗り出しているほか、「Amazon」を始めとするEC（電子商取引）サイトの台頭もホームセンター業界にとって脅威となっており、業界を取り巻く競争環境は激化の一途を辿っております。今後も、各社が継続的な成長を実現していく難易度は上がってきており、ホームセンター業界においては統合・再編が進行しております。アークランズも、その一環として、上記のとおり、2020年10月にはビバホームを完全子会社化し、2022年９月にはスピーディかつ更なるシナジーの創出を目的にビバホームと合併いたしました。もっとも、アークランズにおけるホームセンター事業については、ビバホームと合併・統合したことにより「規模の拡大」が一定の水準に達したといえる一方で、未だ収益性の改善余地は大きく、ビバホームとのシナジー創出による効率化・生産性向上等の「質的な向上」の実現と加速が喫緊の課題であると考えております。

一方、当社が属する外食業界においては、新型コロナウイルスの感染拡大からの正常化に向けた持ち直しの動きが見られ、いわゆる「ウィズコロナ」「ポストコロナ」へ移行しつつありますが、人手不足による人件費コストの上昇に加え、世界的な物価上昇、長引くウクライナ情勢の緊迫等による仕入価格の高騰等、非常に厳しい事業環境が続いております。また、デリバリーやテイクアウト需要の高まりなど、食の消費行動にも大きな変化が生じており、その変化に対して効果的な対策を迅速に講じることが強く求められております。特に、食の消費行動の変化のスピードは著しく、流行の流れや食材へのイメージ、経済や文化的背景により急激に環境が変化する状況にあります。こうした状況の

中、当社における飲食事業は、「かつや」「からやま」において、宅配を含めたテイクアウトの売上がそれぞれ売上全体の半数ほどを占めるに至るなど、機敏に環境の変化に対応してきております。当社の飲食事業は、このような状況においても安定した収益性を有しておりますが、人手不足による人件費コストの上昇に加え、世界的な物価上昇、長引くウクライナ情勢の緊迫等による仕入価格の高騰等、非常に厳しい事業環境の中において、更に企業価値を向上させるためには、新規出店の加速といった自社の内部資源を活用した成長だけではなく、M&Aを含めた様々な事業投資を通じた非連続的な成長による「規模の拡大」や、（当社の主力カテゴリーである「かつや」（国内）は、前連結会計年度における当社グループの売上高の59.3%を占めており、「かつや」（国内）事業への業績の依存度も高くなっていることを踏まえた）新業態の事業発掘・ポートフォリオ構築が必要であると考えております。しかしながら、当社では、採用人材の定着率を最大の課題と認識しているものの、当該課題に対する効果的な対応策の検討に苦慮する状況が継続していることから、当社単体での課題解決と「規模の拡大」や新業態の事業発掘・ポートフォリオ構築の実現が困難な状況となっております。

以上のように、両社が分社独立した当時に思い描いていたそれぞれの成長を遂げた今、両社を取り巻く事業環境や消費者の生活及び価値観は急激かつ根底から大きく変化しております。両社は、両社がどのような時代でも常にお客様に選ばれ続ける企業になるべく、より一層の中長期的な成長を遂げていくためには、各社の抱える課題やこれらの変化がもたらす課題を正確に把握し、これらの課題を柔軟かつ迅速に解決できるような体制を構築すべき転換期を迎えていると考えております。両社は、その中で、両社が更なる企業価値向上を図るためには、両社が単独かつ独立した上場会社として個別に成長を追求するのではなく、アークランズのコア事業であるホームセンター事業及び当社のコア事業である飲食事業をアークランズグループ全体の企業価値向上の両輪として位置付け、両社が一体となって戦略的なグループ経営を通じて、両社の有する経営資源を活用し、上記のような課題解決に向けて協働することが、当社の企業価値向上にとどまらず、アークランズグループ全体の企業価値向上に資するものと考えております。

このように、アークランズは、アークランズグループ全体の企業価値を更に成長させるためには、両社が単独かつ独立した上場会社であることを前提とした親会社と連結子会社間の取引・協力にとどまらず、完全親子会社関係を形成し、両社が完全に一体となって経営を行うことで、上記のような課題解決の実現と「住・食」関連事業を更に深耕・発展させ、消費者の生活により近い形で網羅的なサービスを提供できるような関係性を両社の間で構築することが必要であると考え、アークランズは、2021年９月頃から当社の完全子会社化についての検討を進め、当社とも協議を行いました。もっとも、その際は、両社が完全に一体となって経営を行うことを通じてホームセンター事業及び飲食事業を有機的に強化・成長させる将来像について、両社の認識が一致するに至らなかったことから、2022年２月頃に協議・検討を打ち切りました。しかし、その後

も上記のような事業環境が継続する中で、新型コロナウイルスの感染拡大からの正常化に向けた持ち直しの動きに伴い、アークランズにおけるホームセンター事業において感染拡大防止需要と外出自粛による巣ごもり商品のニーズ取込み効果が剥落したこともあり、ホームセンター事業の成長のみでアークランズグループ全体の企業価値を最大化することは効率的ではなく、最良の手法ではないと感じたことから、アークランズは、アークランズにおけるホームセンター事業と当社における飲食事業を有機的に連携させつつ両事業を成長させることでアークランズグループ全体の企業価値を最大化するという将来像をより明確に持つに至りました。アークランズは、これまでも、両社がアークランズグループ全体の企業価値向上という視点から一体となって戦略的にグループ経営を行うことを目指してまいりましたが、両社は互いに独立した上場会社であり、それぞれが自社の企業価値向上を第一に考えて経営に取り組む責務を負っているため、そのような構造上の利益相反のリスクが内在する親子上場の状態を維持したままでは、アークランズグループ全体の企業価値を最大化するという将来像の実現にグループとして最優先で取り組むことが構造上難しいと感じ、両社が完全に一体となって経営を行う必要性を一層痛感いたしました。これに加えて、下記に記載の親子上場に対する世論も年々厳しさを増している状況も踏まえて、アークランズは、2022年９月頃から改めて当社の完全子会社化についての検討を開始することといたしました。

アークランズは、このような検討に際して、2021年３月に公表した「中期経営計画LIFE（2021年度～2024年度）」において2024年度までの期間を、グループシナジーを追求する期間として位置付け、「売上高伸長」、「荒利益率改善」、「販売管理費低減」の３点を基本戦略としてアークランズグループ全体でのシナジー創出に取り組んでおりますが、当社の完全子会社化によって、顧客基盤の拡大及びM&A活性化による「売上高伸長」や、梱包資材の共同調達による「販売管理費低減」といった効果の創出が見込まれるものと考えております。

同時に、近年、上場子会社のガバナンスに関して構造上の利益相反のリスクに対する否定的な声とその対応策の強化を求める動きが高まっており、経済産業省策定の2019年６月28日付「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」や、2021年６月11日に再改訂されたコーポレートガバナンス・コード等においても、上場子会社のガバナンスの透明性や公正性について様々な対応が求められております。このように、近年におけるグループ企業に対しては、グループ全体の資本効率の改善も資本市場において強く求められる傾向にあるものと認識しております。更に、このような親子上場を取り巻く環境に加えて、東京証券取引所の市場再編により、プライム市場ではガバナンス面での更なる強化を要請されることとなり、その対応として経済的・事務的な負担も増加しております。これらの動向を受け、アークランズは、グループ全体の中長期的な事業ポートフォリオ戦略や企業価値向上及びガバナンス体制の強化、資本効率の改善の観点から、グループガバナンスの設計及び当社株式に関する取り扱いについても慎重に検討を重ねてまいりました。

これらの検討の結果、アークランズは、当社グループを含むアークランズグループとしての強みを最大限に発揮し、アークランズグループ全体の企業価値を最大化するには、アークランズと当社のそれぞれが上場企業として独立性を維持するよりも、本株式交換の実行によりグループ一体となって、顧客基盤の強化・拡大や新業態の開発を図り、柔軟かつ機動的な経営戦略を実行することが最善であり、本株式交換の実行がアークランズ及び当社両社にとって最適な選択肢であるものと考えるに至り、2022年12月13日にアークランズから当社に対して本株式交換の提案を行いました。

当社は、親会社で支配株主であるアークランズからの提案を受けて、本株式交換を含むアークランズによる当社の完全子会社化のための取引（以下「本件取引」といいます。）に係る具体的検討を開始することといたしました。また、当社は、本件取引に関する具体的な検討を開始するに際し、当社取締役会において、本件取引の是非を審議及び決議するに先立って、本件取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社の取締役会において本件取引を行う旨の決定をすること（本件取引の内容として公開買付けが行われる場合、当該公開買付けに対して、当社が特定の内容の意見表明を行うことを含みます。）が当社の少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、2023年１月10日に、支配株主であるアークランズとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。詳細については、下記３．(3)「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおりです。）を設置し、併せてアークランズ及び当社は、外部専門家を起用する等の具体的検討に向けた体制を整備いたしました。

両社は、両社による検討及び協議の結果、本株式交換により当社がアークランズの完全子会社となることで、アークランズと当社の少数株主間の構造的な利益相反が解消され、上記のような両社が抱える課題の解決及びこれを通じた当社を含むアークランズグループの中長期的な競争力強化のために必要な経営施策を柔軟かつ迅速に実施し得る体制の構築や経営資源の相互活用による事業上の効果、更には親子上場解消に伴う経営効率の向上といったメリットがより迅速に享受可能となり、本株式交換が両社の長期的な企業価値向上に資するものであるという認識を持つとともに、両社が完全に一体となって経営を行うことを通じてホームセンター事業及び飲食事業を有機的に強化・成長させる将来像について、繰り返し両社で議論を重ねる中で、両社が単独かつ独立した上場会社であることを前提として個別に成長することのみを追求するのではなく、当社を含むアークランズグループ全体の企業価値を最も高められる「グループ最適」を目指すべきという共通認識を有するに至りました。また、企業信用や現株主への影響などの上場廃止に伴い想定されるデメリットについても検討いたしましたが、本株式交換後も、アークランズグループの主要なグループ会社として従来と遜色ない企業信用力を維持することができると考えられること、また、当社の株主の皆様には、本株式交換の対価であるアークランズの株式の

交付を通じて、本株式交換により生じ得る価値・利益を提供することが可能であり、本株式交換を行うことがアークランズのみならず当社の株主の皆様の為にも有益であると考えられることから、アークランズの完全子会社となることで、これに伴うデメリット以上のメリットを享受できるとの結論に至りました。

以上の結果、それぞれ2023年４月14日付取締役会決議により、本株式交換の実行を決定するに至りました。

本株式交換の実施後は、従来のように、アークランズ及び当社が単独かつ独立した上場会社であることを前提として個別に成長することのみを追求するのではなく、両社が一体となり相互に協働することで、当社の企業価値向上にとどまらず、アークランズグループ全体の企業価値向上も目指す「グループ視点」に転換し、アークランズグループ全体として企業価値を最も高められる「グループ最適」となる成長戦略をもって経営を行い、それぞれの事業環境に生じている様々な問題を解決するとともに、「事業コスト削減」や「人材確保・省力化」にも取り組んでまいります。具体的には、両社は、企業価値向上の施策として、下記の実施を検討しております。

① アークランズグループ内での連携強化による当社の新規出店促進

アークランズは、2023年４月現在、ホームセンタームサシを東北地方、甲信越地方、北陸地方を中心に２府９県に展開し、またビバホームを北海道から関東、甲信、中部、関西、九州地区において22都道府県に展開することで、合計144店舗のホームセンターを展開しております。一方、当社は、上場以降、強い独立志向のもと、独自に店舗数拡大による事業規模の拡大を図ってまいりましたが、「かつや」の大都市圏への新規出店が一定程度進んだことから、従来は10万人規模の商圏をターゲットとしていたところ、2023年度からは６万人規模の小商圏へシフトするなど、新たな出店方法を模索しております。本株式交換を通じて当社がアークランズの完全子会社となることで、アークランズグループの幅広い拠点網の活用がより一層容易となるとともに、アークランズグループのホームセンターを中心とした店舗及びその敷地内に当社の運営する店舗をより柔軟かつ積極的に展開させることが可能となります。これらを通じて、「かつや」をはじめとした当社の店舗の知名度・収益性向上、集客力の強化にもつながるとともに、「住・食」をワンストップでお客様へ提供することが可能となると考えております。

加えて、アークランズグループのホームセンターを中心とした店舗及びその敷地の提供に留まらず、店舗物件情報取得のためにアークランズグループが所有する各種リソースを共有することで、更なる新規出店の促進を図ってまいります。

② M&Aに関する情報共有や協力による新業態の開発や事業規模の拡大

アークランズでは、2020年10月のビバホーム買収及びその後の合併に代

表されるように、これまで成長戦略の一つとしてM&Aに取り組んでまいりました。一方で、当社では、主力業態である「かつや」事業への業績依存度の高まりを踏まえて、「かつや」に次ぐ新業態の開発に従前より積極的に取り組んでおり、その一環として、下記③「冷凍食品事業の規模拡大」に記載のコスミックダイニング株式会社や、タイ料理専門店「マンゴツリー」、シーフードレストラン「ダンシングクラブ」を中心とした飲食店の経営やコンサルティングを行う株式会社ミールワークス（本社：東京都千代田区神田駿河台四丁目３番地新お茶の水ビルディング14階）の株式取得を行うなど、M&Aを活用しております。

今後も引き続き両社がM&Aを推進する中で、当社がこれまでに行ったM&Aの知見に加え、アークランズのビバホーム買収及びその後のPMI（Post Merger Integration）の知見を合わせることで、M&A実行時における初期的検討段階から統合後の成長戦略推進までの一連の流れをより効率的に行うことができ、成長戦略の一つであるM&Aの実績・効果を積み上げていくことが可能になると考えております。

今後は、従来のような各社の個別戦略のみではなく、アークランズグループとしての「グループ視点」も考慮しつつ、その時々でグループにとって最適なM&Aを積極的に検討・実行していく予定です。

③　冷凍食品事業の規模拡大

当社では、スーパーや飲食店向けのとんかつ、メンチカツ、ハンバーグなどの冷凍食品の製造及び販売を行うコスミックダイニング株式会社（商号変更により、現在の商号はコスミックSY株式会社。本社：群馬県前橋市上泉町65番地３）をM&Aにより取得し、子会社化しておりますが、共働き世帯の増加に伴う家事時間の減少といったライフスタイル変容に関するマクロトレンドを受けた近年の中食需要の高まりにより順調に事業成長が推移しており、今後もこの傾向は続くと考えております。

このような状況において、アークランズは食品等を販売する小売事業も行っていることから、アークランズの運営する店舗に当社が取り扱う冷凍食品等の商品を陳列することで、当社における更なる販路の拡大が期待できると考えております。また、親子上場の状態では利益相反等により、両社間での取引に一定程度の制約があるものの、本株式交換を通じて両社が一体のグループとなることで、アークランズが展開するECサイトである「アークランズオンライン」を通じて当社が取り扱う冷凍食品等の商品を販売するといった取組みの実現も期待できると考えております。これらに鑑みると、当社の冷凍食品事業に対する設備投資やM&Aによる当該事業に関連する会社の取得も含めて、当社における冷凍食品事業の規模を拡大していくことが、アークランズグループ全体の企業価値向上に資するものと考えております。

④　当社向け包材・建築資材のPB活用・共同調達等による事業コスト削減

近年の原材料の高騰を背景に、当社においても店舗の改修・修繕費が増加している中で、アークランズグループが持つ卸機能を活用することで、店舗の改修・修繕に係る資材の調達費の低減化が実現できると考えております。これらに加えて、近年の宅配を含めたテイクアウトの需要増加を受けて増大している包材費用についても、アークランズの商品開発ノウハウを活用した当社向けの包材PBの開発やアークランズとの共同調達を行うことにより、一定の費用削減が可能と考えております。

また、将来的には、アークランズグループ傘下のリフォーム事業を通じた、当社の店舗内装のリノベーションや、店舗改修や修繕の内製化についても、その実現可能性を共同で検討、模索したいと考えております。

⑤　当社とアークランズグループ間の人材交流

当社は、従業員に個々のライフステージに応じた労働機会を提供すべく、より長期的にいきいきと働いていただける環境づくりに努めております。また、アークランズグループにおいても、「お客様のLIFE、社会のLIFE、スタッフのLIFEを考え、理想の環境をつくる」ことを理念の一つとして掲げているとおり、従業員にとっても最適な労働環境の整備に尽力しております。

今回の本株式交換を通じて当社がアークランズの完全子会社となることにより、従業員の労働環境の向上を目指す両社にとって、外食やホームセンターといった事業の枠にとらわれない、より幅広いキャリアの選択肢を両社の従業員に提供できると考えております。

加えて、上記②「M&Aに関する情報共有や協力による新業態の開発や事業規模の拡大」に記載のように、今後も継続してM&Aを行うことで、従業員が多彩な業態や業務から働き方を選択できるようになると考えております。

また、当社においては、上記のとおり人材定着率を重要な課題として認識している中、アークランズグループにおける業務管理・組織管理に長けた人材との交流を通じた組織改善も期待できると考えております。このように、双方の人材交流を通じて、両社が独自に保有する知見や経営ノウハウの共有が可能となることで、グループ一体としての成長が加速し、アークランズグループの価値向上につながるものと考えております。

⑥　両社顧客情報の共有化

当社とアークランズグループの広範な顧客関連データを法令に則って適切に相互共有し、当該顧客関連データを分析し経営戦略の策定、販促活動等に活用することで、両社グループが一体となった顧客基盤の拡充を図ることが可能になると考えております。特に、当社においては、現在、アプリ会員制度等が存在せず、顧客情報の取得手段が限定的であるため、新規顧客取得やリピーターの定着、既存顧客への新商品の提案という観点にお

いては、アークランズグループが持つ顧客情報の取得ノウハウや分析した情報の活用方法を当社に取り入れることで、さらなる顧客層の拡大や集客改善も期待できると考えております。加えて、アークランズと当社傘下の各店舗・ブランド共通の会員制・ポイントサービスの導入等、完全親子会社グループならではの共通サービスの提供も可能であると考えており、その実現可能性を模索してまいります。

⑦　間接部門の効率化によるグループ経営管理機能強化及び管理コスト削減
両社の間接部門の見直しを行い、必要に応じて統合も含めた最適化を行うことでグループ経営管理機能強化及び管理コストの削減が可能と考えております。具体的には、法務・IR・採用等の管理部門の一体運営を通じて、グループ経営管理機能強化や管理コストの削減が可能であると考えております。また、当社単体では現在十分に実施できていないと考えられる各種通常業務の電子化等のDX対応を、アークランズグループのリソースやノウハウを活用し、推進していくことも可能であると考えております。

アークランズ及び当社は、現状においても当社がアークランズの子会社であることから、本株式交換を実行しなかった場合であっても、上記のような効果を一定程度発生させることができると考えているものの、当社が上場しており、少数株主が存在する状況の下においては、親会社であるアークランズと当社の少数株主の利害衝突が生じ得る資本構造にあるため、個々の施策について、逐一、当社の少数株主の利益を害するおそれがないかについて慎重な検討が求められ、場合によっては、当社の少数株主の利益を害するおそれが否定できないことによって、本来、両社の企業価値向上にとって有意義な施策を迅速に実施することができないことも想定されると考えております。また、当社に少数株主が存在することにより、アークランズが当社に何らかの情報やリソースを提供した場合、アークランズにとっては、これらの情報やリソースの活用による利益の一部が当社の少数株主にも供与される状況となるため、結果的に、自身も上場会社であるアークランズが当社に情報やリソースを提供することを躊躇させ、これらが十分に行われなくなってしまう可能性があります。このようなことから、両社が上記のような「グループ視点」をもちつつ一体となってグループの成長戦略の検討及び実行することによる効果を十全に発揮させるためには、両社間で完全親子会社関係を形成し、親会社であるアークランズと当社の少数株主の利害衝突が生じないようにすることが必要であると考えております。

完全子会社化の方法としては、当社株式を対象とし、現金を対価とする公開買付けを用いたスキームも考えられますが、本株式交換の対価としてアークランズの普通株式（以下「アークランズ株式」といいます。）が当社の株主の皆様に交付されることにより、アークランズ株式の保有を通じて、本株式交換後にアークランズと当社の利害を共通化した上で実行することが想定されている各種施策により生じることが期待される効果や、そのような効果の発現による

当社グループを含むアークランズグループ全体の事業発展・収益拡大、その結果としてのアークランズ株式の株価上昇・配当を享受する機会をアークランズ及び当社の株主の皆様に対して提供できるとともに、当社の株主の皆様において、流動性の高いアークランズ株式を市場で取引することで随時現金化することも可能であると考えたことから、アークランズ及び当社は株式交換のスキームを選択することが望ましいと判断いたしました。

これらの点を踏まえて、総合的に検討した結果、アークランズ及び当社は本株式交換により当社がアークランズの完全子会社となることが、アークランズ及び当社それぞれの企業価値の向上、更には、当社グループを含むアークランズグループ全体の企業価値向上に資するものであり、アークランズ及び当社の双方の株主にとっても有益なものであるとの認識で一致したことから、両社において、本株式交換に係る割当比率を含む諸条件についての検討及び協議を経て合意に至り、2023年４月14日付の両社の取締役会において、アークランズが当社を完全子会社とすることを目的として、本株式交換を実施することを決議し、本株式交換契約を締結いたしました。

２．本株式交換契約の内容の概要

本株式交換契約の内容は次のとおりであります。

株式交換契約書（写）

アークランズ株式会社（以下「甲」という。）及びアークランドサービスホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、2023年4月14日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：株式交換完全親会社
（商号）アークランズ株式会社
（住所）新潟県三条市上須頃445番地

(2) 乙：株式交換完全子会社
（商号）アークランドサービスホールディングス株式会社
（住所）東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地新お茶の水ビルディング14階

第3条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に1.87を乗じて得られる数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき甲の株式1.87株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。
3. 甲が前二項の規定に従って本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年9月1日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会決議）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。

第7条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、基準時の直前時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するものを含む。）の全部を、基準時の直前時をもって消却する。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日の前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うとともに、その財産若しくは権利義務又は第3条に定める本株式交換に係る比率に重大な影響を及ぼす事項については、甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第9条（剰余金の配当等）

1. 甲は、以下の剰余金配当を行うことができる。
   (1) 2023年2月28日を基準日とし、1株当たり20円を限度とする剰余金の配当
   (2) 2023年8月31日を基準日とし、1株当たり20円を限度とする剰余金の配当
2. 乙は、2023年6月30日を基準日として、1株当たり15円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本契約締結日後、効力発生日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、効力発生日の前日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

第10条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

1. 本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、対応について誠実に協議するものとし、かかる協議により対応について合意することができない場合、効力発生日の前日までに相手方に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。また、かかる協議により合意した場合、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 甲又は乙は、効力発生日の30日前までに、本株式交換について、米国証券法上、Form F-4による届出手続が必要とされないことが合理的に確認できない場合、効力発生日の前日までに相手方に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、本株式交換の実行に必要な法令（外国法を含む。）に定める関係官庁の認可若しくは承認を得られなかったとき、又は、前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第12条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）
本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2023年4月14日

甲： 新潟県三条市上須頃445番地
アークランズ株式会社
代表取締役社長 坂本 晴彦 ㊞

乙： 東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地
新お茶の水ビルディング14階
アークランドサービスホールディングス株式会社
代表取締役社長 坂本 守孝 ㊞

3．交換対価の相当性に関する事項
(1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項
① 本株式交換に係る割当ての内容

	アークランズ （株式交換完全親会社）	当社 （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	1.87
本株式交換により交付する株式数	アークランズ株式：26,768,217株（予定）	

（注１）株式の割当比率
当社株式１株に対して、アークランズ株式1.87株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）においてアークランズが保有する当社株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大

な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

（注２）本株式交換により交付するアークランズ株式の数

アークランズは、本株式交換に際して、本株式交換によりアークランズが当社の発行済株式（ただし、アークランズが保有する当社株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、アークランズを除きます。）に対し、その保有する当社株式に代えて、その保有する当社株式の数の合計に1.87を乗じて得た株数のアークランズ株式を交付いたします。

また、アークランズが交付する株式は、新たに発行する株式にて充当する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第１項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

そのため、アークランズの交付する株式数は、当社の自己株式の取得・消却等により今後修正される可能性があります。

（注３）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、アークランズの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様については、アークランズの定款及び株式取扱規則の定めるところにより、アークランズ株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

①　単元未満株式の買増し制度（100株への買増し）

会社法第194条第１項の規定及びアークランズの定款の規定に基づき、アークランズの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて１単元となる数の株式をアークランズから買い増すことができる制度です。

②　単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第１項の規定に基づき、アークランズの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをアークランズに対して請求することができる制度です。

（注４）１株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、１株に満たない端数のアークランズ株式の交付を受けることとなる株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に１に満た

ない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当するアークランズ株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（ア）割当ての内容の根拠及び理由

アークランズ及び当社は、本株式交換比率の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関及び法務アドバイザーを選定し、アークランズは、株式会社J-TAPアドバイザリー（以下「J-TAP」といいます。）を、当社は大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関として選定し、また、アークランズは、森・濱田松本法律事務所を、当社は、TMI総合法律事務所をそれぞれ法務アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始いたしました。

アークランズにおいては、下記(3)「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、アークランズの第三者算定機関であるJ-TAPから2023年４月13日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言、アークランズが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、アークランズの株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、当社においては、下記(3)「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、当社の第三者算定機関である大和証券から2023年４月13日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言、当社がアークランズに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、並びに支配株主であるアークランズとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される本特別委員会からの指示、助言及び2023年４月14日付で受領した答申書の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、当社は、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、アークランズ及び当社は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、アークランズ及び当社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行う

ことが妥当であると判断いたしました。
なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

（イ）算定に関する事項
(i) 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係
アークランズの第三者算定機関であるJ-TAP及び当社の第三者算定機関である大和証券はいずれも、アークランズ及び当社から独立した算定機関であり、アークランズ及び当社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(ii) 算定の概要
J-TAPは、アークランズ及び当社がそれぞれ東京証券取引所プライム市場に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価法（2023年４月13日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における2023年３月14日から算定基準日までの直近１ヶ月間の終値平均値、2023年１月16日から算定基準日までの直近３ヶ月間の終値平均値、2022年10月14日から算定基準日までの直近６ヶ月間の終値平均値を基に分析しております。）を、加えて、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）を採用して算定を行いました。
なお、J-TAPがＤＣＦ法による算定の前提としたアークランズ及び当社の財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。
各評価方法によるアークランズ株式１株に対する当社株式の算定レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	1.41～1.49
ＤＣＦ法	0.62～2.27

（注）J-TAPは、株式交換比率の算定に際し、アークランズ及び当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、アークランズ及び当社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。J-TAPは、両社の事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。J-TAPの算定は、2023年４月13日までの上記情報を反映したものであります。

一方、大和証券は、アークランズ及び当社の両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ＤＣＦ法による算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、アークランズの１株当たりの株式価値を１とした場合の各算定手法による算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	1.41～1.49
ＤＣＦ法	1.27～1.95

市場株価法については、アークランズ及び当社のいずれについても、2023年４月13日を算定基準日として、基準日の終値及び基準日までの１ヶ月間（2023年３月14日から2023年４月13日まで）、３ヶ月間（2023年１月16日から2023年４月13日まで）及び６ヶ月間（2022年10月14日から2023年４月13日まで）の各株価終値平均を採用いたしました。

ＤＣＦ法では、アークランズについては、アークランズが作成した2023年２月期第４四半期から2026年２月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしました。割引率は4.98％～5.29％を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率は-0.25％～0.25％として算定しております。当社については、当社が作成した2023年12月期から2025年12月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしました。割引率は5.50％～5.81％を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率は0.50％～1.00％として算定しております。なお、大和証券がＤＣＦ法の採用に当たり前提としたアークランズ及び当社の財務予測には、大幅な増減益が見込まれている事業年度は

ありません。

大和証券は、株式交換比率の算定に際して、アークランズ及び当社のそれぞれから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報等が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報等について独自にその正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、大和証券はアークランズ、当社及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、アークランズ及び当社から提供されたそれぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、両社それぞれの経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。大和証券は、両社の事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券の株式交換比率の算定は、2023年４月13日現在の金融、経済、市場その他の状況を前提としております。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(2) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当社及びアークランズは、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となるアークランズの普通株式を選択いたしました。

完全子会社化の方法としては、当社株式を対象とし、現金を対価とする公開買付けを用いたスキームも考えられますが、本株式交換の対価としてアークランズ株式が当社の株主の皆様に交付されることにより、アークランズ株式の保有を通じて、本株式交換後にアークランズと当社の利害を共通化した上で実行することが想定されている各種施策により生じることが期待される効果や、そのような効果の発現による当社グループを含むアークランズグループ全体の事業発展・収益拡大、その結果としてのアークランズ株式の株価上昇・配当を享受する機会をアークランズ及び当社の株主の皆様に対して提供できるとともに、当社の株主の皆様において、流動性の高いアークランズ株式を市場で取引することで随時現金化することも可能であると考えたことから、アークランズ及び当社は株式交換のスキームを選択することが望ましいと判断いたしました。

なお、本株式交換により、その効力発生日（2023年９月１日）をもって、当社はアークランズの完全子会社となり、当社株式は2023年８月30日付で上場廃止（最終売買日は2023年８月29日）となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引をすることができなくなります。

当社株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社の株主の皆様に割り当てられるアークランズ株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、基準時において当社株式を54株以上保有し、本株式交換によりアークランズ株式の単元株式数である100株以上のアークランズ株式の割当てを受ける当社の株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において、54株未満の当社株式を保有する当社の株主の皆様には、アークランズ株式の単元株式数である100株に満たないアークランズ株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することになる株主の皆様は、アークランズに対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて１単元となる数の株式をアークランズから買い増すことも可能です。詳細については、上記３．(1) ①「本株式交換に係る割当ての内容」（注３）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2023年８月29日（予定）までは、東京証券取引所プライム市場において、その保有する当社株式を従来通り取引することができる他、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(3) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）

アークランズ及び当社は、アークランズが既に当社株式17,520,000株（アークランズが2023年４月14日現在第三者に貸出しを行っている当社株式160,000株を含みます。以下同じです。2023年３月31日現在の発行済株式総数（33,096,000株）から当社の自己株式数（1,261,445株）を控除した株式数（31,834,555株）に占める割合にて55.03％（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。））を保有しており、当社がアークランズの連結子会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

アークランズ及び当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、アークランズは、アークランズ及び当社から独立した第三者算定機関であるJ-TAPを選定し、2023年４月13日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、当社は、アークランズ及び当社から独立した第三者算定機関である大和証券を選定し、2023年４月13日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。各算定書の概要は上記（1）②（イ）「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換の株式交換比率がアークランズ又は当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

アークランズは、本株式交換の法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、森・濱田松本法律事務所は、アークランズ及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、当社は、本株式交換の法務アドバイザーとして、TMI総合法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、TMI総合法律事務所は、アークランズ及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

③ 当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社は、親会社で支配株主であるアークランズからの提案を受けて、本件取引に関する具体的な検討を開始するに際し、当社取締役会において、本件取引の是非を審議及び決議するに先立って、本件取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社の取締役会において本件取引を行う旨の決定をすること（本件取引の内容として公開買付けが行われる場合、当該公開買付けに対して、当社が特定の内容の意見表明を行うことを含みます。）が当社の少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、2023年１月10日に、支配株主であるアークランズとの間で利害関係を有しておらず、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている、当社の社外取締役（監査等委員）である八木康行氏及び花房幸範氏、並びにアークランズ及び当社との間で利害関係を有しない、独立した外部の有識者である岩崎文昭氏（弁護士、鳥飼総合法律事務所パートナー）の３名により構成される本特別委員会を設置し、本特別委員会に対し、（ⅰ）本件取引の目的の合理性（本件取引は当社の企業価値向上に資するかを含む。）に関する事項、（ⅱ）本件取引の取引条件の妥当性（本件取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含む。）に関する事項、（ⅲ）本件取引の手続の公正性に関する事項（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）、（ⅳ）上記を踏まえ、本件取引（本件取引において公開買付けが実施される場合、当該公開買付けに係る意見表明の内容）が少数株主に不利益でないこと（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。また、当社は、本諮問事項の諮問にあたり、(a)本件取引に係る調査（本件取引に関係する当社の役員若しくは従業員又は本件取引に係る当社のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項につい

て質問を行い、説明を求めることを含む。）を行うことができる権限、(b)当社に対し、本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を相手方当事者に伝達すること、及び本特別委員会自ら相手方当事者（本件取引に関与するその役職員及び本件取引に係るそのアドバイザーを含む。）と協議する機会の設定を要望することができる権限、(c)当社が選任したアドバイザーの独立性に問題があると判断した場合、当社が選任したアドバイザーを承認しないことができ、その場合、当社は本特別委員会の意向を最大限尊重しなければならないものとする権限、(d)特に必要と認めるときは、当社の費用で、本特別委員会独自のアドバイザーを選任することができる権限等を付与いたしました。

本特別委員会は、2023年２月２日から2023年４月13日までに、会合を合計13回開催したほか、会合外においても、電子メール等を通じて、意見表明や情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、まず、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券並びにリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。そのうえで、アークランズに対して本件取引の目的等に関する質問状を送付したうえで、アークランズから本件取引の目的、本件取引に至る背景・経緯、株式交換を選択した理由、本件取引後の経営方針や従業員の取扱いに関する考え方、株主優待制度の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から本件取引に係る当社の取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他本件取引に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、アークランズに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社の依頼に基づき、アークランズに対する財務・税務デュー・ディリジェンスを実施した株式会社ストリーム・税理士法人ストリームより、当該財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から本件取引における対価（本株式交換比率等）の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。また、本特別委員会は、大和証券及びTMI総合法律事務所の助言を受け、本件取引における対価（本株式交換比率等）の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示を行う等、アークランズとの交渉に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、かかる経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換は、(A)本件取引の目的は合理的であると認められる旨、(B)本件取引の取引条件は妥当である旨、(C)本件取引の公正性を担保するために必要な合理的な措置が講じられており、本件取引の手続は

公正である旨、及び、(D)本件取引は当社の少数株主にとって不利益でない旨の答申書を、2023年４月14日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

④　当社における取締役全員の承認

2023年４月14日開催の当社の取締役会には、当社の取締役全員が出席し、出席取締役全員の賛同により、本株式交換を承認する旨の決議をしております。なお、アークランズの代表取締役会長である坂本勝司氏と当社の代表取締役社長である坂本守孝氏は親子の関係にありますが、坂本守孝氏は、アークランズの役員又は従業員を兼任又は兼職しておらず、アークランズにおいて勤務した経験を有さないこと、当社の取締役として、同社に対してのみ善管注意義務及び忠実義務を負う立場であること、当社において本件取引に関し十分な検討、交渉等を行うためには代表取締役である坂本守孝氏が検討に加わることが望ましいと考えられることからすれば、本件取引の検討並びにアークランズとの協議及び交渉に関与することについて、特段の問題はないと考えております。

(4)　株式交換完全親会社となるアークランズの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加するアークランズの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に従いアークランズが別途定める額になります。かかる取り扱いは、アークランズの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定されるものであり、相当であると判断しております。

４．交換対価について参考となるべき事項

(1)　アークランズの定款の定め

アークランズの定款は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載は省略しておりますが、当社ウェブサイト（https://www.arclandservice.co.jp/ir/news/）に掲載しております。

(2)交換対価の換算の方法に関する事項

①　交換対価を取引する市場

アークランズ株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

②　交換対価の取引の媒介、取次又は代理を行う者

アークランズ株式は、全国の各証券会社等において取引の媒介、取次等が行われております。

③　交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価に市場価格があるときはその価格に関する事項

本株式交換の公表日（2023年４月14日）の前営業日（2023年４月13日）までの１か月間、３か月間、６ヶ月間の東京証券取引所におけるアークランズ株式の終値の単純平均は、それぞれ1,504円、1,468円、1,495円です。

また、アークランズ株式の最新の市場価格等は、株式会社日本取引所グループ（https://www.jpx.co.jp/）のウェブサイト等でご確認いただけます。

(4) アークランズの過去５年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

アークランズは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第23条第１項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

５．株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

当社が発行していた第１回無担保転換社債型新株予約権付社債は、本日時点において全て行使されており、また、当社は、第１回無担保転換社債型新株予約権付社債以外に新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

６．計算書類等に関する事項

(1) アークランズの最終事業年度に係る計算書類等の内容

アークランズの最終事業年度（2022年３月１日から2023年２月28日まで）に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載は省略しておりますが、当社ウェブサイト（https://www.arclandservice.co.jp/ir/news/）に掲載しております。

(2) アークランズの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

アークランズは、2023年４月14日開催の取締役会において、株式会社三井住友銀行及び株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする、シンジケートローンの組成による現行シンジケートローンの総額借換えを実施することにつき決議し、2023年３月10日付で契約を締結いたしました。

その主な内容は、以下のとおりであります。

	トランシェA	トランシェB
契約締結日	2023年３月10日	
組成金額	48,250百万円	10,000百万円
実行日	2023年３月15日	2023年９月29日
最終弁済期日	2031年６月16日	
参加金融機関	株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行を含む複数金融機関	
担保	無担保	

財務制限条項

借換後のシンジケートローン契約には、財務制限条項が付されており、以下のいずれかの条項に抵触した場合、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

（ア） 2023年２月期末日及びそれ以降の各事業年度末日並びに2023年８月第２四半期会計期間の末日及びそれ以降の第２四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2022年２月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額以上かつ直近の事業年度末日又は第２四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の80%に相当する金額以上に維持すること。

（イ） 2023年２月期末日及びそれ以降の各事業年度末日並びに2023年８月第２四半期会計期間の末日及びそれ以降の第２四半期会計期間の末日における借入人単体及び連結の損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。

（ウ） 2024年２月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日におけるネット・レバレッジ・レシオ（α）（※）が以下の値を超えないこと。

2024年２月期：$\alpha \leqq 6.5$　2025年２月期：$\alpha \leqq 6.2$
2026年２月期：$\alpha \leqq 5.9$　2027年２月期：$\alpha \leqq 5.6$
2028年２月期：$\alpha \leqq 5.3$　2029年２月期：$\alpha \leqq 5.0$
2030年２月期：$\alpha \leqq 4.7$　2031年２月期：$\alpha \leqq 4.4$

（※）ネット・レバレッジ・レシオ
＝（合算有利子負債－合算現預金）／合算ＥＢＩＴＤＡ

(3) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

第１号議案において、当社とアークランズ株式会社の株式交換契約承認の件が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生した場合には、当社はアークランズの完全子会社となり、以後、定時株主総会の基準日制度の必要性が失われます。そのため、当社定款第13条（基準日）の定めを削除し、その他所要の条文番号の変更を行う旨の定款の一部変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、本株主総会において第１号議案が原案どおり承認可決され、本株式交換契約が解除されておらず、かつ、本株式交換契約の効力を失わせる事由が生じていないことを条件として、2023年９月１日に効力が発生するものといたします。

（下線は変更箇所を示しております）

現行定款	変更案
第１条～第12条　（略）	第１条～第12条（現行どおり）
第13条（基準日） 当会社は毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利行使すべき株主とする。	（ 削 除 ）
第14条～第37条　（略）	第13条～第36条（現行どおり）

以上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都千代田区平河町二丁目４番１号
都市センターホテル　３階　コスモスホール
TEL 03－3265－8211

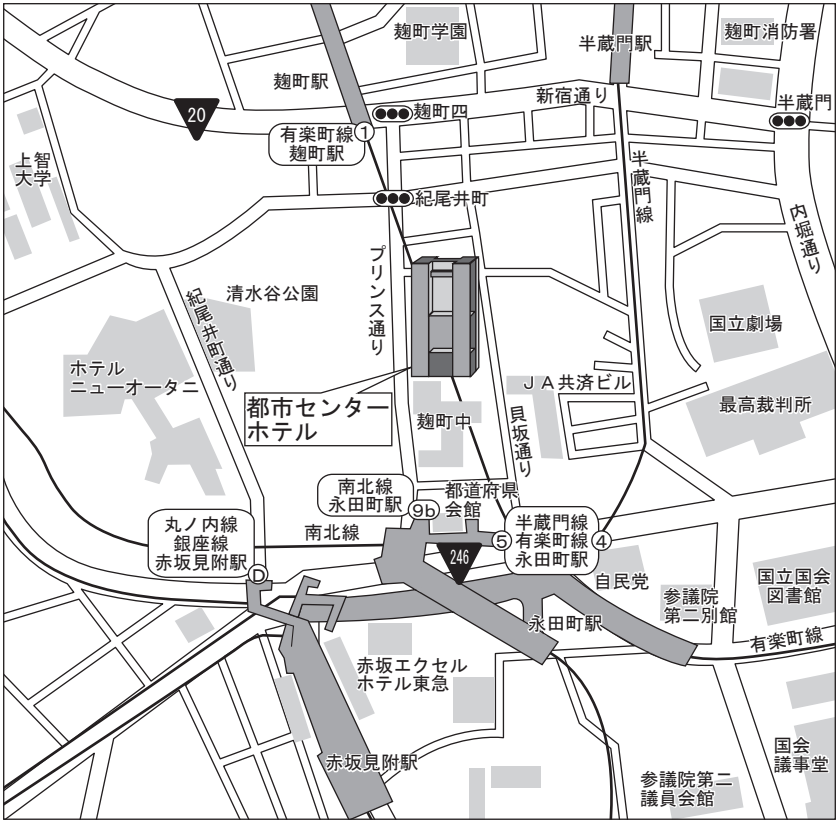

交通　○東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線『永田町駅』
４番・５番出口より徒歩４分、９ｂ番出口より徒歩３分
○東京メトロ有楽町線『麹町駅』
半蔵門方面１番出口より徒歩４分
○東京メトロ丸ノ内線・銀座線『赤坂見附駅』
Ｄ出口より徒歩８分